

任用終了時の手引

(公立学校共済組合の年金・健康保険・貸付・福祉保険)

任期付職員等の方へ

目	次	
項	目	頁
1	公的年金制度の概要	1
2	年金関係の手続き	6
3	任用終了後の健康保険制度について	10
4	資格の取扱いについて	11
5	任意継続組合員制度について	12
6	任意継続組合員の掛金	15
7	任意継続組合員申出書	18
8	任意継続組合員制度加入後の手続き	20
9	お願い	21
10	任用終了時の貸付未償還金の返済について	22
11	任用終了後の福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費 用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース）の取扱いについて	22
12	任用終了後のアイリスプランの取扱いについて	23
13	任用終了後の健康診断について	24

問合せ先

公立学校共済組合静岡支部

項目 1 ~ 2	共済業務班 年金担当	電話 054 - 221 - 3132
3 ~ 9	給付担当	- 3135
10 ~ 13	共済企画班 福祉担当	- 3181

1 公的年金制度の概要

公的年金制度は、国民年金(1階部分)と厚生年金(2階部分)によって構成されています(図1参照)。また、公的年金制度を補完するものとして、企業年金等の制度(3階部分)があります。なお、加入できる期間は、表1のとおり年金制度によって異なります。

(図1)



(表1) 【年金制度に加入できる期間】

	年金制度	加入できる期間
1階	国民年金 (基礎年金)	20歳から 60歳まで
2階	厚生年金保険	被保険者となってから 70歳まで
3階	年金払い退職給付	組合員となってから退職するまで

(1) 老齢・退職給付の支給要件等

老齢・退職を事由とする公的年金の支給要件等は、次のとおりです。

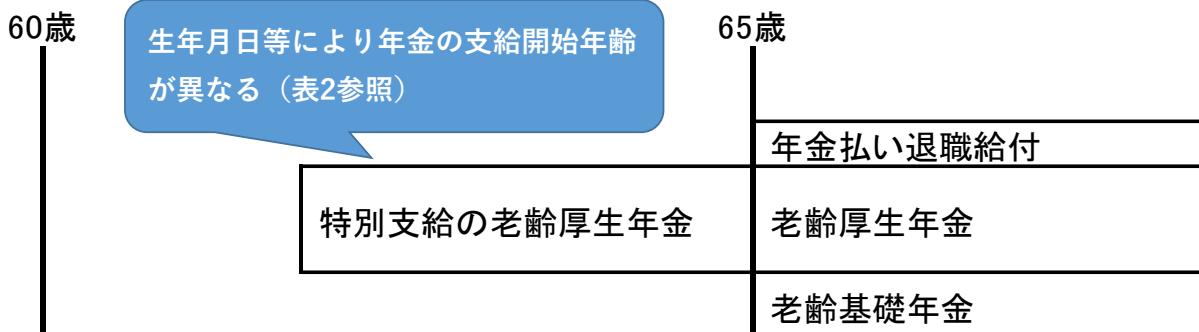
区分	年金の名称	支給要件	支給開始年齢	対象期間(図1参照)	支給機関
1階	国民年金	●公的年金制度に加入した期間(図1のA～Eの期間)が10年以上ある。	65歳	A～E	日本年金機構
2階	厚生年金	次の2つの条件を満たしている。 ●公的年金制度に加入した期間(図1のA～Eの期間)が10年以上ある。 ●第2号被保険者の加入期間(図1のB～Dの合計)が1年以上ある。(老齢厚生年金は加入期間が1ヶ月以上ある。)	60歳～64歳(P2表2参照)	B	日本年金機構
				C	最終共済組合
				D	私学共済
				B	日本年金機構
				C	最終共済組合
				D	私学共済
3階	年金払い退職給付	次の2つの条件を満たしている。 ●共済組合員の資格を喪失している。 ●平成27年10月1日以降で1年以上引き続く組合員期間がある。	65歳	C	最終共済組合
				D	私学共済

(2) 年金の支給開始年齢

年金の支給開始年齢は、図2のように原則65歳からです。

しかし、老齢厚生年金の支給開始年齢は生年月日に応じて、表2のとおり60歳から65歳までの間で異なります。65歳前に支給される年金を「特別支給の老齢厚生年金」といいます。女性の場合、共済組合の期間と民間の会社や臨時講師等で厚生年金に加入していた期間とでは、支給開始年齢が異なります。

(図2)



(表2)

(歳)

生年月日	共済組合員の組合員 (図1のC, Dの期間)	厚生年金（民間）の加入者 (図1のBの期間)	
		男性	女性
～S28. 4. 1	60	60	60
S28. 4. 2～S30. 4. 1	61	61	60
S30. 4. 2～S31. 4. 1	62	62	60
S31. 4. 2～S32. 4. 1	62	62	60
S32. 4. 2～S33. 4. 1	63	63	60
S33. 4. 2～S34. 4. 1	63	63	61
S34. 4. 2～S35. 4. 1	64	64	61
S35. 4. 2～S36. 4. 1	64	64	62
S36. 4. 2～S37. 4. 1	65	65	62
S37. 4. 2～S38. 4. 1	65	65	63
S38. 4. 2～S39. 4. 1	65	65	63
S39. 4. 2～S40. 4. 1	65	65	64
S40. 4. 2～S41. 4. 1	65	65	64
S41. 4. 2～	65	65	65

ご自身が何歳から年金を受給できるのか、ご確認ください。

特に、女性の方でP1の図1のBとCの期間がある方は、支給開始年齢が表2のとおり異なっていますので、それぞれに年金請求手続きが必要となります。

請求漏れの無いよう、ご注意ください。



(3) 年金の繰上げ・繰下げ支給

年金の繰上げ・繰下げ支給は、本来の支給開始年齢（P 2表2参照）を早めたり遅らせて年金を受給する制度です。

なお、表3のとおり、繰上げ支給で早く受給する方は、年金受給額が本来の受給額より減額され、繰下げ支給で遅く受給する方は、受給額が増額されます。

また、繰上げ請求等を希望される方は、表4のとおり注意が必要となる点がありますので慎重に選択し、事前に共済業務班年金担当までご相談ください。

(表3)

	請求可能期間	計算式
繰上げ	60～64歳	▲0.4%（減額率）×繰上げ月数 ※1
繰下げ	66～75歳 ※2	+0.7%（増額率）×繰下げ月数

※1 昭和37年4月1日以前生まれの方の計算式は、▲0.5%（減額率）×繰上げ月数

※2 昭和27年4月1日以前生まれの方の請求可能期間は、66～70歳

【例】繰上げ

65歳からの老齢厚生年金を60歳時に繰上げ請求すると5年の繰上げとなり年金額が24%（=0.4%×60か月）減額されます。

【例】繰下げ

65歳から老齢厚生年金を65歳で請求せず、75歳時に繰下げ請求すると10年の繰下げとなり年金額が84%（=0.7%×120か月）増額されます。

(表4) 《注意事項》（主なものを掲載しました。）

	注 意 事 項
繰上げ	<ul style="list-style-type: none">● 繰上げ請求を行うと、一生涯減額されたままです。● 繰上げは、全ての老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に繰上げる必要があります。● 繰上げ請求を行うと、事後重症による障害厚生(共済)年金などの請求はできません。
繰下げ	<ul style="list-style-type: none">● 繰下げは、全ての老齢厚生年金を同時に繰下げる必要があります。● 老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に繰下げる必要はありません。● 障害年金（障害基礎年金を除く）又は遺族年金の受給権がある方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。

(4) 年金の支給調整

ア 年金受給者が在職中（公務員、会社員等）の場合の在職支給停止

老齢厚生年金を受給されている方が、厚生年金の被保険者となって、「年金の月額（注1）+賃金の月額（注2）」の月額が基準額（注3）を超えた場合、その超えた額の1／2が支給停止となります。

ただし、老齢基礎年金の調整は行われません。

なお、65歳以上で在職中の方は、毎年一回、10月分の年金から年金額の改定を行います。

$$\text{支給停止額（月額）} = \{(年金の月額 + 賃金の月額) - \text{“基準額”}\} \times 1/2$$

(注1) (注2) (注3)

(注1) 年金の月額は、老齢厚生年金額から経過的職域加算額（3階部分）及び加給年金額（※）を除く年金額を12で除して得た額です。

なお、2つ以上の厚生年金の種別の被保険者期間を有する場合は、全ての厚生年金の被保険者期間に係る老齢厚生年金を合算した額を基礎とします。

(注2) 賃金の月額は、その月の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額です。

(注3) 基準額は、65歳未満の方、65歳以上の方共通して、**47万円**です。

(※) 加給年金額

厚生年金の加入期間を合算して20年以上ある者が65歳に達し老齢厚生年金の受給権が発生した時、次の加給年金対象者と生計を共にしている場合、老齢厚生年金に加算されます。ただし、配偶者が65歳に達したときや、配偶者が老齢（退職）を給付事由とする年金（自身の厚生年金保険加入期間が20年以上ある）又は障害を給付事由とする年金の受給権を有するときは停止されます。

対象者	年齢要件	収入要件
配偶者	65歳未満	恒常的収入が850万円未満（所得が655.5万円）未満 ※限度額以上であっても5年内に定年退職等により限度額未満になると見込まれる場合も該当します。
子	・18歳に達する日（18歳の誕生日の前日）の属する年度末までの間にある子 ・20歳未満で障害等級の1級又は2級の障害状態にある子	

イ 雇用保険法による失業給付を受ける場合の調整

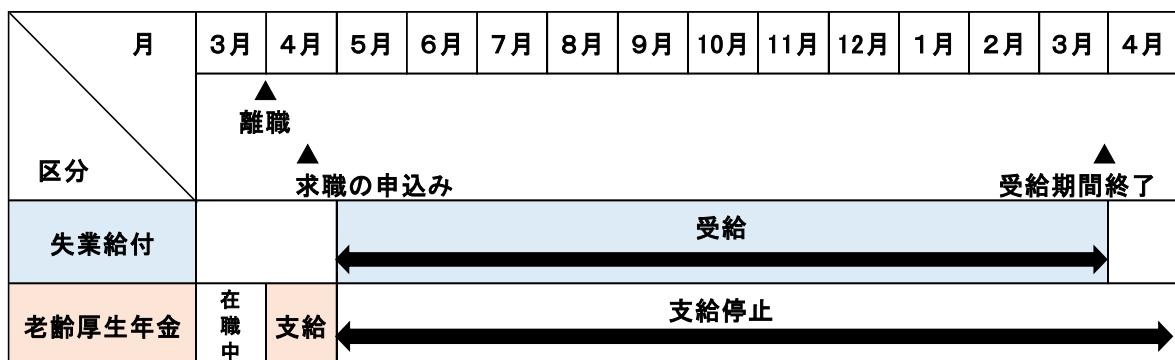
雇用保険法による失業給付を受給される方は、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との給付調整により、年金が支給停止されます。

所 得 停 止 方 法	
停止額	特別支給の老齢厚生年金は、経過的職域加算額を除き、厚生年金部分の全額が停止されます。
停止期間	年金が支給停止される期間は、求職の申込みをした月の翌月から失業給付の受給期間が経過した月（注1）または所定給付日数を受け終わった月（注2）までです。

（注1）受給期間が経過した月……………受給期間満了日の翌日が属する月

（注2）所定給付日数を受け終わった月…最後の失業認定日が属する月

● 基本的な調整の仕組み<例>



離職月日：3月31日 ⇒ 求職申込日：4月24日

受給期間満了日：翌年3月31日

所定給付日数：150日

※所定給付日数が150日とは、年齢が35歳以上45歳未満、60歳以上65歳未満で1年以上5年未満の被保険者期間のあるもの

この場合の年金の支給が停止される期間は、求職の申込日（4月24日）の属する月の翌月の5月分から受給期間が経過した日（翌年4月1日）の属する月である4月までとなります。

雇用保険の基本手当が、老齢厚生年金額よりも少ない場合があります。

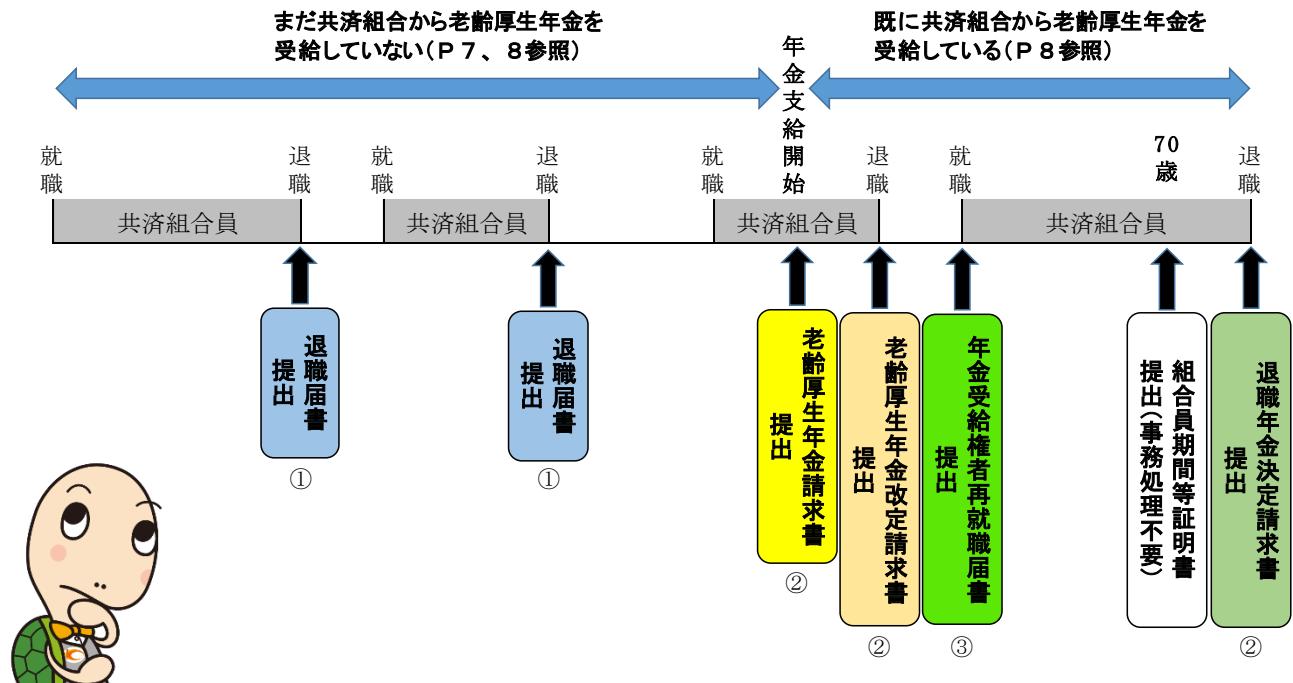
求職の申込みは、ご自身の就職の意思や、基本手当の受給額と年金月額を比較検討の上で行ってください。



2 年金関係の手続き

任用終了時や再就職した時は、年金に関する手続きが必要になります。下記「手続きイメージ図（概要）」を参考に、該当する書類の提出をお願いします。

●手続きイメージ図（概要）



※ 在職中の定期改定（P 4（4）ア）については、自動改定処理のため、事務処理は不要です。

- ①…当共済組合静岡支部のホームページからダウンロードして提出してください。
公立学校共済組合静岡支部ホームページ ⇒ トップページ ⇒ こんなときガイド
⇒ 退職するとき こちらに掲載
- ②…当共済組合静岡支部から用紙を送付します。
- ③…当共済組合の老齢厚生年金受給者が再就職した場合は、当共済組合静岡支部のホームページからダウンロードし、他の公務員共済組合の老齢厚生年金受給者が再就職した場合は、他の共済組合の用紙に他の共済組合から支給されている年金証書（原本）を添付して提出してください。

老齢厚生年金の受給の有無等により任用終了時や再就職時の手続きが異なりますので、ご注意のうえ、手続きをお願いします。

(1) まだ共済組合から老齢厚生年金を受給していない場合

ア 退職届書を提出

将来の年金受給に備え、組合員期間や給料情報を任期終了してから年金を受給するまでの間、**年金待機者**として登録しますので、(ア)の書類を当共済組合静岡支部ホームページからダウンロードし、提出してください。

なお、退職届書の作成については、記入例を参考にして記載してください。

(ア) 提出書類

- a 退職届書提出書類（表紙）
- b 退職届書

公立学校共済組合静岡支部ホームページ ⇒ トップページ ⇒ こんなときガイド ⇒ 退職するとき こちらに掲載

(イ) 提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
公立学校共済組合静岡支部 共済業務班年金担当
電話 054-221-3132 FAX 054-221-0020

● 年金待機者として登録されると・・・

「年金待機者登録通知書」と「年金待機者となられた方へ」が送付されます。

「年金待機者登録通知書」には登録された組合員期間が、「年金待機者になられた方へ」には年金の請求手続き等が記載されていますので、必ずお読みいただき大切に保管してください。

● 年金待機者である間に住所、氏名が変更となったときは・・・

「年金待機者異動報告書」を公立学校共済組合本部へ提出してください。

様式は公立学校共済組合本部のホームページに掲載されています。



将来、年金の請求書がご自宅に届くよう忘れずに手続きを行ってください。

イ 公的年金制度への加入手続き

任用終了した組合員及び任用終了した組合員の被扶養配偶者で**20歳以上60歳未満**の方は、国民年金への加入が義務付けられていますので、下記のいずれかの該当する手続きを行ってください。

任用終了後、

- ・再就職しない。
- ・自営業になる。
- ・再就職するが年金制度に加入しない。

国民年金第1号被保険者

任用終了後14日以内にお住まいの市区町村の窓口で手続きをしてください。（※）

任用終了後に再就職し、

- ・公務員として共済組合に加入する。
- ・民間企業の厚生年金に加入する。
- ・私学共済に加入する。

国民年金第2号被保険者

再就職先の担当者に手続きについてご確認ください。

任用終了後、

公務員や民間企業で働いている配偶者に扶養される。

国民年金第3号被保険者

配偶者の勤務先の担当者に手続きについてご確認ください。

※ 国民年金（第1号被保険者）への加入手続きには公立学校共済組合の「**共済組合脱退証明書**」が必要です。様式は、当共済組合静岡支部のホームページからダウンロードしてください。

公立学校共済組合静岡支部ホームページ ⇒ トップページ ⇒ 組合員専用ページ ⇒ 様式ダウンロード こちらに掲載

最終所属所で発行し、市区町村の窓口へ提出してください。

(2) 既に共済組合から老齢厚生年金を受給している場合

● 年金関係の書類を提出

任用終了時までの組合員期間や給料情報を老齢厚生年金に反映させるために改定請求の手続きが必要です。静岡支部から任期終了された所属所に年金関係の書類を送付しますので、依頼文書に記載の提出期限までに静岡支部に提出してください。

共 濟 組 合 電 話 相 談

公立学校共済組合が実施している事業について共済組合電話相談をお受けしております。

- 対象者…共済組合の組合員、組合員であった方、その配偶者及び家族
- 相談内容…年金や健康保険など公立学校共済組合が実施している各事業に関すること
- 相談時間…土、日、祝日、年末・年始を除いた日の午前9時から午後5時まで
即日対応ができない場合は、日程調整の上、後日、静岡支部から相談者あてにお電話します。
FAXによる事前申込も可能です（相談希望日時に静岡支部からお電話をします）。

詳しくは、公立学校共済組合静岡支部ホームページをご覧ください。



年 金 は 請 求 し な い と も ら え ま せ ん !

- 特別支給の老齢厚生年金請求書の送付元・送付時期
 - ・送付元 … 支給開始年齢の直近に加入していた被用者年金制度の実施機関
 - ・送付時期 … 支給開始年齢の1～2か月程度前
- 特別支給の老齢厚生年金請求書の提出先
 - ・本人の希望する実施機関窓口（原則）

受給要件を満たしている老齢厚生年金については、1つの請求書に必要事項を記入し提出すれば、加入していたすべての被用者年金制度の老齢厚生年金を請求できます。（ワンストップサービス）

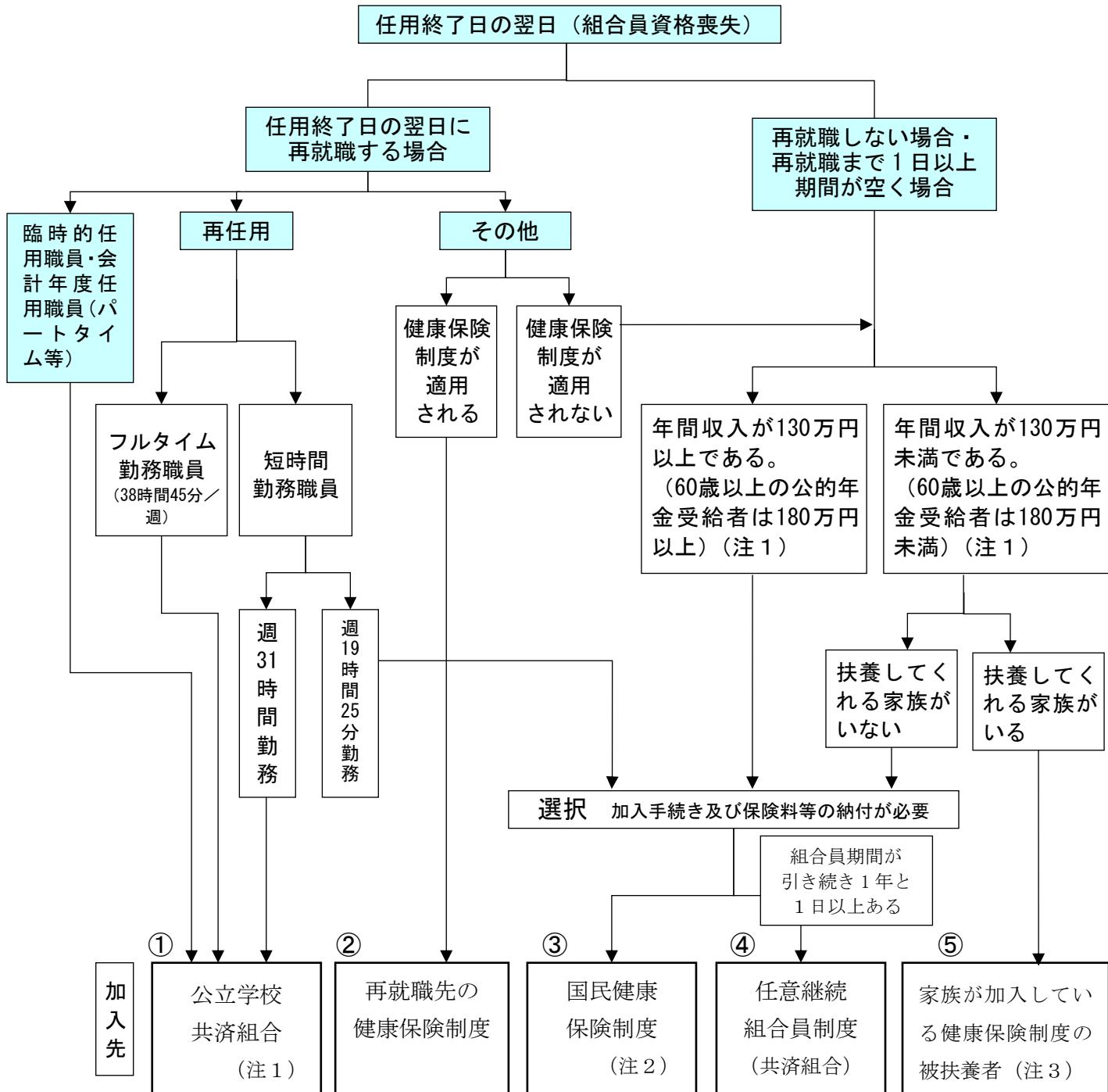


3 任用終了後の健康保険制度について

任用終了日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなりますので、何らかの健康保険制度に加入しなければなりません。任用終了後に加入する健康保険制度は、任用終了後の進路によって異なりますので、以下「任用終了後の健康保険決定フロー」を参考してください。

会計年度任用職員については、勤務条件により組合員とならない場合があります。

任用終了後の健康保険決定フロー



(注1) 引き続き共済組合の加入になるため、組合員証を継続してお使いください。組合員証番号が変更となる場合は組合員証を返却してください。

(注2) 「国民健康保険」の保険料については前年中（1月～12月）の所得が基準となりますので、居住地の市・区町村へお問い合わせください。

(注3) 被扶養者に係る年間収入額等の認定要件については、健康保険制度により異なりますので、加入先でご確認ください。

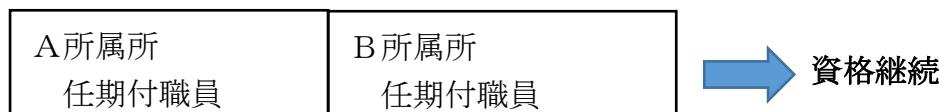
4 資格の取扱いについて

公立学校共済組合に加入した場合に、任用所属所や任用形態が変更となつても、加入期間に空白期間がなければ組合員資格は継続します。ただし、任用期間に1日でも空白期間が生じると組合員資格は喪失となります。

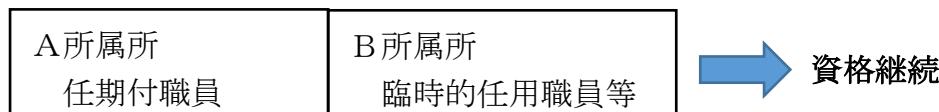
なお、任用所属所等の変更により組合員証番号が変更となる場合は、新しく組合員証を交付しますので、使用していた組合員証は新所属所の事務担当者に返却してください。

また、任用終了後に空白期間がなく新規採用となる場合も、同様の取り扱いとなります。

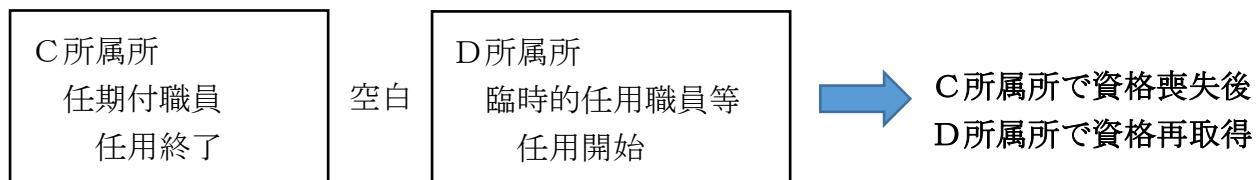
例 1 任用所属所が変更となる場合



例 2 任用所属所・任用形態が変更となる場合



例 3 任用期間に空白期間がある場合



例 4 組合員証番号が変更となる場合



※ 資格の取扱いや組合員証番号の変更の有無についての詳細は所属所の事務担当者にご相談ください。

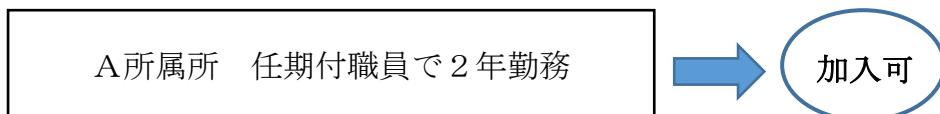
5 任意継続組合員制度について

(1) 任意継続組合員制度の概要

この制度は、退職の日の前日まで引き続いて1年以上（退職日まで1年と1日以上）組合員であった方が公立学校共済組合に申し出をし、掛金を納付することにより、現職中とほぼ同様の短期給付を受けることができる制度です。

なお、加入期間は2年間を限度とします。「退職の日の前日まで引き続いて1年以上」という条件については、以下の例を参考にしてください。

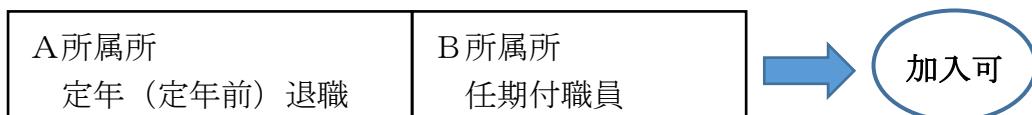
例1 2年間公立学校共済組合に加入



例2 1年間公立学校共済組合に加入



例3 定年（定年前）退職後又は、再任用フルタイム勤務職員終了後引き続いて任用



※2年経過後は原則として国民健康保険制度に加入することになりますが、国民健康保険制度への加入手続き等、詳細については2年満了前に通知します。

(2) 任意継続組合員となるための申出と申出期限

任意継続組合員申出書（P18 参照）を最終所属所を経由し、給付担当に提出してください。

任用終了日から起算して20日を経過する日までに掛金が納付されない場合は、加入ができませんので注意してください。

(3) 任意継続組合員の被扶養者

被扶養者となるための所得基準額

年 齢	収 入 基 準 額 (年 額)
59 歳以下の方	130万円未満 (障害を事由とする公的年金受給者は180万円未満)
60歳以上75歳未満の方	収入に公的年金を含む方は 180万円未満 、それ以外の方は 130万円未満

※ 収入とは、被扶養者として認定しようとする方の事実発生日（認定日）以降1年間の恒常的収入の総額（給与、手当、営業又は農業等による事業所得、家賃地代、退職年金、老齢年金、障害年金、遺族年金、扶助料、個人年金、雇用保険、臨時雇用・パート等の賃金収入、株等の譲渡収入及び配当金等のすべての収入をいい、退職金、財産売却代金等の一時的収入は含まれません。ただし、一時的収入を運用することにより生ずる利子所得については、収入に含まれます。）をいいます。（所得税法上の所得とは異なります。）

※ パート・アルバイト等で月々の収入が変動する場合は、3か月連続でひと月の額が108,334円（公的年金を受給されている方は150,000円）以上となった時点で、また、雇用保険（失業給付）を受給することとなり、基本手当日額が3,612円以上となる場合は、受給開始時点から被扶養者の認定は取消しとなります。パート・アルバイト等の勤務先で健康保険証が交付される場合も、被扶養者の認定は取消しになります。

※ 認定要件として、国内居住要件があります。住所が住民基本台帳に登録されているか否かで判断し、原則住民票が日本国内にある方は要件を満たすこととなります。外国において留学する学生等例外を除いて、明らかに居住実態がない場合は、要件を満たさないものと判断し、被扶養者の認定は取消しとなりますので、ご注意願います。

任用終了時に被扶養者となっている方は、被扶養者としての要件が変わらない限り、引き続き被扶養者として認定することができます。

任意継続組合員制度加入後、新たに被扶養者の認定を申告するときの手続き等については、給付担当にお問い合わせください。

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することとなっていますので、任意継続組合員の被扶養者である期間内に75歳になる方もその時点で認定取消となります。



被扶養者の資格確認

被扶養者のいる任意継続組合員の方を対象に、年1回『被扶養者の資格確認』を実施しています。（「地方公務員等共済組合法施行規程第100条」の規定による。）

「被扶養者の収入額が前記(3)の基準を満たしているか」、「同居・別居の別」、「別居者への生活資金の送金状況」など、被扶養者としての要件を満たしているか否か確認を行うため、書類の提出をお願いします。

詳細については7月にお知らせしますが、例年、以下のような認定取消事例が発生しています。認定取消が遡って行われると、取消日以降に共済組合が負担した医療費を全額返還していただくことになりますので、特にご注意ください。

<過去の認定取消事例>

- 1 公的年金や個人年金等の受給開始、受給開始後の年金額の改定などにより、収入基準額（60歳以上の公的年金受給者の場合は180万円）以上の収入となっていた。
- 2 雇用条件等の変更により、パート収入が3か月連続で108,334円を超えてしまった。
- 3 別居している子供（無職）に生活資金の送金をしていなかった。
国内の学生以外の被扶養者の場合、送金の事実の分かる書類（振込依頼書の控えなど）の提出をお願いしています。
- 4 子供が就職し社会保険に加入していたが、申告をしていなかった。

任意継続組合員である期間中、上記のような事例に該当することとなった場合には、速やかに給付担当までお申し出ください。

※ 被扶養者についての詳細は、公立学校共済組合静岡支部ホームページ
(<https://www.kouritu.or.jp/shizuoka/>) に掲載しています。

(4) 任意継続組合員証と任意継続組合員被扶養者証

掛金の納入を確認後、任意継続組合員及びその被扶養者には、新たに任意継続組合員（被扶養者）証を交付します。なお、任意継続組合員（被扶養者）証の番号は、任用中の公立学校共済組合員（被扶養者）証番号と同様になります。

また、任意継続組合員（被扶養者）証には有効期限（加入日から2年間）が印字されています。

6 任意継続組合員の掛金

任意継続組合員制度に加入すると、任意継続掛金（加入者全員）と介護掛金（40歳以上65歳未満の方）を納入していただくこととなります。

毎月の掛金額は、次の(1)の「掛金の算定の基礎となる標準報酬月額」に(2)の「掛金率」を乗じた額となります。掛金の決定額は、任意継続組合員申出書受領後に通知します。

(1) 掛金の算定の基礎となる標準報酬月額

次のア又はイのうちいずれか低い額が「掛金の算定の基礎となる標準報酬月額」となります。

ア 退職月の標準報酬月額

イ 公立学校共済組合の平均標準報酬月額

令和4年度 410,000円

(2) 掛金率（任意継続掛金・介護掛金）（令和4年度）

ア 任意継続掛金率

84.2/1,000（令和4年4月～9月）

93.2/1,000（令和4年10月～令和5年3月）

イ 介護掛金率

17.64/1,000

(3) 掛金の払込み方法及び手続き

次のア、イの方法のうち、どちらか一つ選択してください。

ア 一括納入（加入月分～翌年3月分をまとめて払い込む）

別に指定する日までに銀行等（ゆうちょ銀行以外の金融機関）に出向き、「振込依頼書」により払い込む方法です。一括納入を選択すると一定の割引が受けられます。((4)参照)

なお、一括納入額は、口座振替できません。

また、初年度に一括納入を選択した場合は、2年度目も一括納入となります。

3月に加入された方は3月分と翌年度4月～3月分の納入となります。

イ 口座振替（毎月払い）

(7) 掛金払込方法

初回のみ、「振込依頼書」（2か月分）により払い込み、2回目以降は指定いただき静岡銀行の口座から毎月自動的に引き落す方法（預金口座振替）です。

(1) 預金口座振替の手続き

- a 「任意継続掛金用 預金口座振替依頼書（A）」を静岡銀行に提出してください。
- b 「任意継続掛金用 預金口座振替届出書（B）」静岡銀行の確認印を押印してもらい、任意継続組合員申出書の裏面に糊付けして提出してください。

(ウ) 掛金の初回払込期限日及び預金口座振替日

- a 初回…別に指定する日までに金融機関(ゆうちょ銀行は除く)に出向き、「振込依頼書」により払い込む。
- b 2回目以降…前月の15日（当日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）

(イ) 注意事項

- a 口座振替は、**静岡銀行**の本・支店のみでの取扱いとなりますので、預金口座のない方は開設する必要があります。
- b 預金振替口座が給付金受取口座となります。
- c 口座振替日に残高不足がないようにしてください。残高不足等により、その月内に掛金の納入が行われなかった場合は、**任意継続組合員の資格を喪失すること**となります。
- d 初年度に口座振替を選択した場合は、2年度目も口座振替となります。

(4) 1年間の掛金の算定例（令和4年度）

算定基礎	令和4年度 4月～9月	1か月分の任意継続掛金額… $410,000 \times 84.2 / 1,000 = 34,522$ 円（月額）
	令和4年度 10月～翌3月	1か月分の任意継続掛金額… $410,000 \times 93.2 / 1,000 = 38,212$ 円（月額）
	令和4年度	1か月分の介護掛金額… $410,000 \times 17.64 / 1,000 = 7,232$ 円（月額）

区分	一括納入（年額）	口座振替（年額）	
任意継続掛金額 (A)	34,522円（4月分） + 393,921円（割引率を乗 計 428,443円 じた5月～ 翌3月分）	令和4年度 4月～9月	$34,522 \times 6$ か月 <u>= 207,132</u> 円
		令和4年度 10月～翌3月	$38,212 \times 6$ か月 <u>= 229,272</u> 円
		合計	<u>436,404</u> 円
介護掛金額 (B)	7,232円（4月分） + 78,011円（割引率を乗 計 85,243円 じた5月～ 翌3月分）	$7,232 \times 12$ か月 = <u>86,784</u> 円	
掛金合計額 (A)+(B)	513,686円	523,188円	
割引額	9,502円		



重 要 事 項

任意継続掛金及び介護掛金が払込期限日までに納入されない場合は、任意継続組合員制度には加入できませんので、納入期限を厳守してください。

また、払込方法を口座振替とされた方については、残高不足によって掛金の納入が行われない場合は、組合員資格を喪失することとなりますので、預金残高の確認は確実にお願いします。

〈参考〉国民健康保険料

- 1 前年所得額に一定率を乗じて得た額（所得割）
- 2 一人あたりの金額（均等割）
- 3 一世帯あたりの金額（平等割）
- 4 所有する不動産等の固定資産税額に一定率を乗じて得た額（資産割）

市区町村により国民健康保険料は異なりますが、原則として1～4までの合計額が保険料の年額となります（市区町村ごとに世帯単位での最高限度額が定められています。）。

国民健康保険料の所得割は前年所得額を基準として算定されることなどから、任用終了後1年目の国民健康保険料は任意継続掛金額より高くなり、2年目の国民健康保険料は反対に任意継続掛金額より安くなる場合があります。こうした場合、任用終了後1年目は任意継続組合員となり、2年目からは国民健康保険に加入するという選択肢もあります。また、任用終了時の前年の収入が少ないような場合には、任用終了後1年目から国民健康保険料が任意継続掛金額より安くなる場合もあります。

国民健康保険料については、居住地の市区町村国民健康保険担当部署へお問い合わせください。



7 任意継続組合員申出書

(1) 作成方法

- ア 「組合員期間」欄は引き続いた任用の期間を合算した期間を記入してください。
- イ 「任意継続組合員資格取得年月日」欄は、任用終了日の翌日の日付を記入してください。
- ウ 「退職月の掛金の基礎となった標準報酬月額」欄は、任用終了月（任用終了が月末の方）又は任用終了月の前月（月の中途中で任用が終了する方）の「標準報酬月額」を記入してください。
- エ 「口座振替兼給付金受取口座」欄は、給付金受取口座となりますので、全員記入してください。
- なお、掛金の払込方法を「一括納入」とする方は、銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行等の口座を記入してください。
- また、「口座振替」とする方は、「掛金の振替口座」と「給付金受取口座」が同じになりますので、静岡銀行の本・支店の口座を記入してください。
- オ 「退職時に認定されていた被扶養者」欄は、任用終了時に認定されていた被扶養者の方を全員記入してください。詳細については、次の「(2) 被扶養者の取扱い」を参照してください。
- カ 申出日は、任用終了日としてください。

(2) 被扶養者の取扱い

- ア 「退職時に認定されていた被扶養者」欄に被扶養者を全員記入してください。
- イ 任用終了後引き続き認定を継続する場合は、「任意継続資格取得時被扶養者の状態」欄の「継続認定」を「○」で囲んでください。
- ウ 任用終了日の翌日に認定の取消しをする場合は、「任意継続資格取得時被扶養者の状態」欄の「取消」を「○」で囲み、下段に日付・理由を記入してください。
- なお、「被扶養者認定・取消申告書」の提出は不要です。
- エ 任用終了日の翌日に新たに被扶養者の認定をしたい者がいる場合は、給付担当又は各所属所の事務担当者にご相談ください。

(3) 提出について

ア 提出書類

- (ア) 任意継続組合員申出書
- (イ) 預金口座振替届出書（B）…口座振替を希望する方のみ（掛金一括納入者は不要）
※ 任意継続組合員申出書の裏面に糊付けし提出

イ 提出時期

給付担当が指定する日までに提出してください。

※ 任意継続組合員申出書等の様式については、公立学校共済組合静岡支部
ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/shizuoka/>) をご覧ください。

〔注意〕

任意継続組合員申出書提出後、再就職等が決定し、健康保険制度に加入する場合は、任意継続組合員制度には加入できません。

そのような場合には、任意継続組合員への加入を取りやめる（加入しなかったことにする）ことになりますので、電話連絡と共に「任意継続組合員加入取りやめ申出書」を任意継続組合員申出書提出後7日以内に給付担当へFAXした後、原本を速やかに送付してください。

また、提出時に任意継続組合員（被扶養者）証等書類一式がすでに送付されている場合は併せて返送してください。

TEL 054-221-3135

FAX 054-221-0020

原本の送付先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県教育委員会教育厚生課

共済業務班給付担当



8 任意継続組合員制度加入後の手続き

(1) 任意継続組合員（被扶養者）証等の内容変更

任意継続組合員制度加入後、次のような変更が生じたときは、速やかに給付担当へ連絡してください。

変更事項	提出書類
住所・氏名等を変更するとき	組合員証等記載事項変更申告書 組合員用又は被扶養者用 ※ 氏名変更のときは任意継続組合員（被扶養者）証を添付
指定した金融機関を変更するとき	組合員証等記載事項変更申告書 個人口座変更用 ※ 掛金口座振替の口座を変更するときは、「預金口座振替届出書（B）」を添付
被扶養者の要件が変更になったとき	被扶養者認定・取消申告書 ※ 認定を取り消すときは任意継続組合員被扶養者証を添付 その他に共済組合が指定する書類等が必要になります。

※ 各様式は、公立学校共済組合静岡支部ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/shizuoka/>)をご覧ください。

(2) 掛金の納入証明書

任意継続組合員の任意継続掛金・介護掛金は、確定申告をする際、社会保険料控除の対象となりますので、支払った掛金合計額の証明書を翌年の1月中旬に送付します。

また、勤務先で年末調整を行うため先に発行してほしいという場合は、証明書の発行に必要な手続きをご案内しますので給付担当までご連絡願います。

なお、9月末までに資格喪失手続きが済んだ方については、10月末頃送付します。

(3) 任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当するときは、資格を喪失します。

また、資格喪失に伴い掛金還付がある場合には申出の口座に返金します。

資格喪失の条件	喪失日	提出書類等
ア 任意継続組合員2年満了		
イ 死亡		
ウ 任意継続掛金・介護掛金の未納（振込期日までに納入されないと地方公務員等共済組合法により資格喪失となります。）	該当日の翌日	<input type="radio"/> 任意継続組合員（被扶養者）証 <input type="radio"/> 任意継続組合員資格喪失申出書 任意継続・介護掛金還付請求書 <input type="radio"/> 新たに <u>加入した健康保険被保険者証の写しを添付（ウのみ）</u>
エ 他の共済組合又は健康保険制度に加入	該当日	
オ 被扶養者となる又は国民健康保険制度に加入	任意継続組合員でなくなることを希望し、その申し出が受理された日の翌月の初日	

9 お願い

任用終了後、任用時の組合員（被扶養者）証は絶対に使用しないようお願いします。

(1) 組合員証の返納

資格喪失後速やかに、組合員（被扶養者）証等を任用終了時の所属所の事務担当者に必ず返納してください。

また、任意継続組合員制度に加入した者は、組合員（被扶養者）証を返納し、限度額適用認定証など各種認定証は、引き続きご使用ください。差し替えが必要な場合は送付します。

(2) 医療機関への連絡

医療機関等に通院していた方は、任用終了後、最初に医療機関等に行かれた際、次のことを連絡し、新しく交付された組合員証（保険証）を提示してください。

ア 任意継続組合員制度に加入した方

任用終了日の翌日、任意継続組合員制度に加入したこと

イ 他の健康保険制度に加入した方

(ア) 任用終了のため、公立学校共済組合員の資格を喪失したこと

(イ) 新たに加入した健康保険制度の被保険者番号等（保険証を提示する）

被扶養者の方についても、上記と同様に連絡するようお願いします。

(3) 交通事故にあった場合

任意継続組合員制度に加入後、交通事故による療養のため任意継続組合員（被扶養者）証を使用し治療を受けたい場合は、その旨を給付担当に必ず連絡してください。

(4) 給付金受取口座

任意継続組合員制度に加入しない方についても、任用中の療養に係る給付金を任用終了後に送金することができますので、任用時の給付金受取口座は、少なくとも6か月間は解約しないようお願いします。

(5) 任用終了時に、傷病により就労不能であったとき

1年以上組合員であった方が、次に該当するときは、給付担当あてにご連絡ください。

ア 任用終了時に、傷病手当金を受給中であり、任用終了後もその傷病の療養により、引き続き就労不能の場合

イ 任用終了時に、公務外の傷病の療養により、年次有給休暇、特別休暇、又は有給休職に入り、任用終了後もその傷病の療養により、引き続き就労不能の場合

(6) 海外に居住及び長期滞在する場合

転居後の連絡先等を確認したいので、給付担当までご連絡ください。

10 任用終了時の貸付未償還金の返済について

共済組合から借受中の貸付未償還金は、次の方法により一括返済していただきます。

返済方法

任用終了後支給される退職手当から全額控除します。

貸付未償還金が退職手当額を上回っていて、退職手当から全額が控除できない場合には、その不足分について、福祉担当から振込依頼書を送付しますので、指定期日までに最寄りの金融機関で振込み手続きをしてください。

※貸付未償還金の完納確認後、借用証書を返還（任用終了時の所属所長あて送付）します。



11 任用終了後の福祉保険制度（ファミリ一年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース）の取扱いについて

福祉保険制度は、任用終了時の年齢に関わらず任用終了後（組合員資格喪失後）も継続して加入できます。

※ 一部継続して加入できないものがあります。注参照

福祉保険制度は、任用が終了した年の10月末日まで保障が継続し、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も、自動更新（保険期間は11月1日から翌年10月31日の1年間となり、以後毎年更新）となります。

なお、任用終了後は、毎年7月頃に次回更新（11月1日）に関する案内書類がご自宅へ送付されます。

(注1) 任用終了後の新規加入、増額はできません。減額、脱退のみ変更できます。

(注2) 傷病休職給付金は退職月の月末をもって脱退となります。

(注3) ファミリ一年金の死亡給付金の単独加入はできません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の補償終了と同時に死亡給付金も脱退となります。



【福祉保険制度のお問い合わせ先一覧】

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	給付金の請求	0120-660-998	

(注) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、その拡大防止のためフリーダイヤルの受付を停止させていただく場合があります。あらかじめご了承願います。

12 任用終了後のアイリスプランの取扱いについて

(1) 年金コース

任用終了後（組合員資格喪失後）は、脱退の手続きが必要となります。
下記の教職員生涯福祉財団サービスセンターまでご連絡ください。

(2) 医療・日常事故コース

任用終了後も継続して加入できます。
医療入院コースは満90歳まで、日常事故補償コースは生涯にわたり継続できます。

(3) 介護保障コース

教職員共済生協との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

【アイリスプランのお問い合わせ先一覧】

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始・6/29 を除く)
株式会社一つ橋 サービス	介護保障コース	0120-878-626	10:00～17:00

(注) 教職員生涯福祉財団サービスセンターについて、新型コロナウイルスの感染拡大により受付時間を変更する場合は、教職員生涯福祉財団のホームページでご案内します。

13 任用終了後の健康診断について

任用が終了すると、これまでのような学校等設置者が実施していた定期健康診断（生活習慣病健診・指定年齢健診及び人間ドック）は、受診できなくなります。

今後は、任用終了後に加入する健康保険において、**特定健康診査・特定保健指導**を受けていただこととなります。

なお、任意継続組合員制度（以下「任意継続」という。）に加入される方については、共済組合が実施いたしますので、ここではその概要についてご案内します。

(1) 特定健康診査

ア 目的

糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、**メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康検査**を行い、健康の保持に努める必要がある方を的確に抽出することを目的とします。

イ 対象者

当該年度の4月1日において、**任意継続組合員及びその被扶養者**であり、当該年度内に40歳以上75歳（※）以下の年齢に達する年間を通じて加入している方となります。

※ 75歳に達する方は、誕生日の前日までとなります。

ウ 実施方法

共済組合が契約する健診機関において実施します。

- ※ 市区町が行っている特定健康診査は受診できません。
- ※ がん検診・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診などは、市区町が受診体制を整えることになっていますので、お住まいの各担当窓口にお問い合わせください。
- ※ 再就職等により、勤務先において実施される事業主健診を受診した場合や、自己負担による人間ドック等の健診を受診した場合などは、その「検査結果等」を共済組合に提供していただくことにより、特定健康診査を受診したこととみなしますので、改めて特定健康診査を受診する必要はありません。

(2) 特定保健指導

ア 目的

特定健康診査の検査結果により、健康の保持に努める必要がある方を**「動機付け支援」・「積極的支援」**のレベル別に階層化し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とします。

イ 対象者

「動機付け支援」・「積極的支援」と階層化された方のうち、生活習慣の改善が見込める方や必要性が高いと認められる方を優先して対象者とします。

なお、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用中の方は除きます。

ウ 実施方法

共済組合が契約する実施機関において、医師、保健師、管理栄養士等の専門的知識及び技術を有する者が支援・評価を行います。

(3) 受診（利用）方法

ア 受診券・利用券

特定健康診査の対象者となる方には、毎年7月頃に共済組合から「受診券」と「特定健康診査・特定保健指導の御案内」をご自宅へ送付します。特定健康診査の検査結果により、特定健康指導の「動機付け支援」・「積極的支援」に階層化された方には、後日、「利用券」をご自宅へ送付します。

イ 受診・利用の際の手続き

特定健康診査の受診に際しては「受診券」を、特定保健指導の利用の際では「利用券」を、それぞれ任意継続組合員証又は任意継続組合員被扶養者証とともに実施機関に提示し、特定健康診査を受診、特定保健指導を利用していただきます。

ウ 受診・利用の際の自己負担

(ア) 特定健康診査

当分の間、**自己負担はない予定**です。

ただし、特定健康診査の健診項目以外を追加（希望）受診する場合は、その追加（希望）受診する健診項目にかかる費用は負担願います。

(イ) 特定保健指導

当分の間、**自己負担はない予定**です。

ただし、特定保健指導の支援以外の保健指導や検査を受けた（受ける）場合は、その保健指導や検査にかかる費用は負担願います。

※ 自己負担の取扱いについては、今後、変更となる場合がありますのでご承知おきください。

(4) 個人情報の利用・保護・保管

特定健康診査の検査結果及び特定保健指導の実施結果は、各々の実施機関から共済組合が受領し利用することになります。

この個人情報は、公立学校共済組合個人情報保護規程・個人情報保護方針、個人情報の保護に関する法律などの関係法令を遵守し、厳重に管理されます。

また、医療機関との委託契約に当たっても、厳重に管理する旨の取決めを行います。

※ 特定健康診査・特定保健指導については、「公立学校共済組合静岡支部ホームページ」(<https://www.kouritu.or.jp/shizuoka/>)にも掲載しておりますので、ご参照ください。

